

# 会則の改正について

令和5年11月18日

会長 鈴木 恒雄

本研究会会計の預金銀行は、現在「ゆうちょ銀行」となっています。このたび会計担当が事務手続きを行おうとしたところ、口座名義について現担当者名義とするよう、また、名義変更には事務局の所在地を会則に明記する必要があるとの指摘を受けました。

については、会則第1章第2条を次のように改正したく提案いたします。

## 全国小学校学校行事研究会会則

### 第1章 名称及び事務局

第2条 現行：この会の事務局は、会長の定めるところにおく。

↓

改正案：この会の事務局は、会長の在任校におき所在地とする。

なお、本来であれば本件は総会でお諮りすべき案件ですが、本理事会で皆様のご了解を得られれば、付則6として令和5年11月19日から実施することとしたいと存じます。

以上